

一般競争入札（総合評価落札方式）の実施について（公告）

令和8年6月11日
新発田地域振興局長 坪川 孝子

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県の発注する工事の請負について、次のとおり一般競争入札を実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 経営体育成基盤整備事業 蓮潟地区 配水槽工第1次工事
- (2) 工事場所 新潟県北蒲原郡聖籠町大字真野地内
- (3) 工事概要 水槽工 N=1箇所
- (4) 工期 契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (5) 電子入札 本工事は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等を見新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行わなければならない。

なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準（工事・維持管理・委託）（新潟県電子入札ポータルサイト：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1256155374869.html>）による。

(6) 総合評価落札方式

本工事は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式（地域貢献担い手確保型）による工事である。総合評価落札方式に関する事項は、この公告、「技術資料等作成要領」、「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式実施要領」及び「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式実施要領の運用基準」によるものとする。

(7) 低入札価格調査制度

本工事は、新潟県公共工事低入札価格調査取扱要領（新潟県ホームページ「建設工事等における最低制限価格等の設定について」<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/0515341.html>）を適用する。なお、これに基づき設定した失格基準価格を下回る入札者は失格とする。

(8) その他

- ア 各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「加算点」という。）が零点に満たない場合、その他技術資料に明らかな不備がある場合は、入札を無効とする。
- イ 低入札調査基準価格未滿かつ失格基準価格以上の額で入札を行った場合、新潟県発注工事における過去1年間に完成した工事の全工種工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が65点未滿の場合は、総合評価落札方式の加算点から5点を減じる。

2 入札に関する必要事項を示す期間等

令和8年6月11日（木）から令和8年7月13日（月）まで

新潟県入札情報サービス（<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）（以下「入札情報サービス」という。）にて公開する。（ただし、入札情報サービスの運用時間外を除く。）

3 参加資格の確認

(1) 参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 令和8年6月12日(金)午前9時から令和8年6月22日(月)午後4時まで
(ただし、電子入札システムの運用時間外を除く。)

イ 提出書類 参加資格確認申請書(別紙2、必要に応じて別紙3等を含む)及び添付資料、総合評価落札方式関係資料(第1号様式及び第14号様式)を各1部。

ウ 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて参加資格確認申請書を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は参加資格確認申請書及び添付資料を、各1部、次の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

また、参加資格にかかる証明書類等については、開札終了後に落札候補者に提出を求めらるので、提出を求められた落札候補者は直ちに次の提出場所に証明書類等を提出するものとする。確認の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位の低価格入札者から証明書類等の提出を求めらるが、この場合の提出期限、提出場所及び提出方法については、提出を求めらる際に明らかにする。

エ 提出場所 (住所)

郵便番号 957-8511 新潟県新発田市豊町3-3-2

新潟県新発田地域振興局農村整備部庶務課

(2) 参加資格の確認結果通知

ア 参加資格の確認結果は、申請者に令和8年6月25日(木)までにそれぞれ電子入札システム(紙入札を認められた者に対しては書面)により通知する。

イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

4 入札及び開札の日時等

(1) 受付期間 令和8年7月9日(木)午前9時から令和8年7月13日(月)午後4時まで(ただし、電子入札システムの運用時間外を除く。)

(2) 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に持参又は書留郵便により提出すること。(郵送により提出した場合は、再度入札に参加できない。)

(3) 提出場所 (住所)

郵便番号 957-8511 新潟県新発田市豊町3-3-2

新潟県新発田地域振興局農村整備部庶務課

(4) 開札日時 令和8年7月14日(火)午前10時以降

(5) その他

ア 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をも

って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

5 競争参加資格

以下の要件を全て満たす者であること。単体企業にあっては、以下の要件を全て満たす者であること。経常共同企業体にあっては、構成員の全てが（1）から（4）、（6）及び（8）の要件を、構成員のいずれかが（5）の要件を、経常共同企業体として（7）から（11）までの要件を満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）本工事に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から本工事の開札日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、更生手続開始の決定後、新たに新潟県建設工事入札参加資格審査規程（昭和58年新潟県告示第3296号）の規定に基づく入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- （5）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づき、土木工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。
- （6）建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第27条の29の規定による総合評定値の通知を受けていること。
- （7）入札参加資格審査を受け、土木一式工事に限り、令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- （8）新潟県新発田地域振興局農村整備部の管内に営業所を有すること。経常共同企業体にあっては、構成員全てが当該要件を満たすこと。なお、営業所とは、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。
- （9）令和8・9年度の入札参加資格審査において、土木一式工事に係る格付けがA級であること。
- （10）次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、専任の技術者の兼務については「技術者に関する特記仕様書」のとおりとし、監理技術者に建設業法第26条第3項第2号（以下、「専任特例2号」という。）の規定を適用する場合は、5（11）の要件も満たすこと。
 - ア 監理技術者にあつては、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工管理技士又は技術士（建設部門、総合技術監理部門（建設）、農業部門（農業農村工学）又は総合技術監理部門（農業農村工学））のいずれかの資格を有すること。主任技術者にあつては、一級若しくは二級土木施工管理技士又は、一級若しくは二級建設機械施工管理技士いずれかの資格を有すること。
 - イ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

ウ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

(11) 上記5(10)により監理技術者に専任特例2号を適用する場合は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、土木工事業に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級土木施工管理技士補の資格を有する者又は土木工事業に係る監理技術者の資格を有する者であること。

ウ 監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。

エ 同一の監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。

オ 監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が新発田地域振興局農村整備部管内の工事であること。

カ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。

キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

ケ 兼務する工事が他機関の発注である場合、当該発注機関が兼務を認めていること。

6 技術者の取り扱い

技術者の専任性等については「技術者に関する特記仕様書」のとおりとする。なお、特記仕様書記載の要件を満たし、他工事との兼務を希望する場合は、予め発注者と調整の上、参加資格確認申請書を提出すること。

7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 総合評価の評価項目と評価の方法

(1) 評価項目

- | | |
|-------------|---|
| ア 企業の技術力 | ①工事成績 |
| イ 地域貢献度・精通度 | ①災害時における活動実績等
②農地・農業用施設等の保全、耕作放棄防止活動又は維持管理
活動実績 ③実働拠点 ④地域調達 |
| ウ 担い手育成・確保 | ①若手技術者の配置 ②WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進
③ICT活用工事の取組 ④ICT活用工事の実績 |

(2) 総合評価落札方式の方法

ア 評価値の算出方法

評価値^{※2} = 技術評価点 / 入札金額 × 予定価格 = (標準点(100点) + 加算点) / 入札金額^{※1} × 予定価格

※1 入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価値を算出する。

入札金額 ≥ 低入札調査基準価格の場合、入札金額 = 入札金額

入札金額 < 低入札調査基準価格の場合、入札金額 = 低入札調査基準価格

- ※2 入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札金額に応じて次の式により評価値を減点する。

$$\text{減点} = (\text{低入札調査基準価格} - \text{入札金額}) \times (30 / (\text{低入札調査基準価格} - \text{失格基準価格}))$$

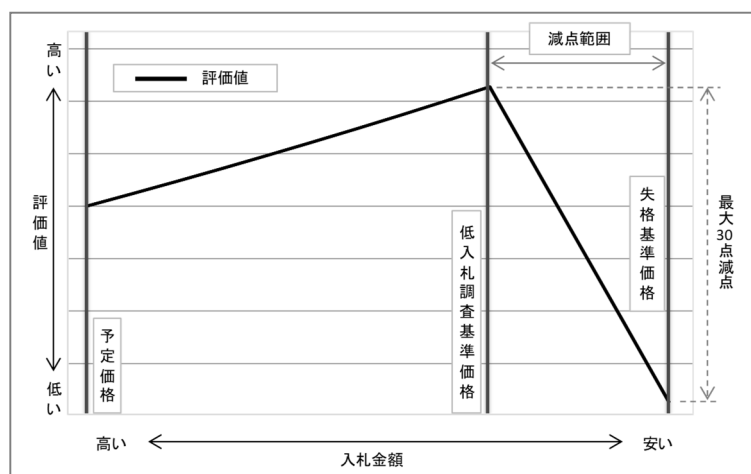


図 入札金額と評価値の関係

イ 技術評価点の算出方法

技術評価点は、工事成績(過去5年間)、入札者が提出した第1号様式「企業の技術力・地域性申請資料」、第14号様式「ICT活用工事の取組申請書」の評価に基づいて算定した加算点に、標準点(100点)を加えた合計とする。

ウ 評価基準と加算点

別表 総合評価落札方式 評価項目(地域貢献担い手確保型)による。

エ 評価値確定手続の意向確認

入札金額が低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の入札者があった場合は、確認資料の提出を求める前に、低入札調査基準価格未満かつ失格基準価格以上のすべての者に対し総合評価による評価値の確定手続について意向を確認する。なお、手続の継続を希望しない者は落札者とししない。

手続の継続を希望する場合は、通知日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)に意向確認回答書を提出するものとする。

9 確認資料の提出

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で、上記8(2)により算定した評価値の最も高い者を落札候補者とし、確認資料の提出を求める。

確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)に確認資料を提出するものとする。

10 落札者の決定

開札後は落札決定を保留し、落札決定は上記9の確認資料の審査を行った後実施する。当該落札

候補者の確認資料に不適格があった場合は、次順位で評価値の高い者から順次適格者が出るまで審査を行い、適格者が出たときに当該落札候補者を落札者に決定する。ただし、予定価格を上回る入札者又は失格基準価格を下回る入札者は落札者に決定しない。

また、低入札調査基準価格未滿かつ失格基準価格以上の入札者があった場合は、低入札価格調査を行った後、落札者を決定するものとする。

11 評価項目の担保（ペナルティー）の算定

地域調達、若手技術者の配置、ICT 活用工事の取組について、提出された技術資料の内容が履行できない場合は、請負工事成績評定点の減点を次により算定し行うものとする。なお、請負工事成績評定点の減点は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

(1) 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、8点の工事成績評点の減点を行う。

(2) 若手技術者の配置

若手技術者が配置できなかった場合の措置は、8点の工事成績評点の減点を行う。ただし、途中交代において変更後に若手技術者(40歳未滿)の配置ができない場合については減点を行わない。

(3) ICT 活用工事の取組

ICT 活用工事の取組が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、8点の工事成績評点の減点を行う。

12 第1号様式及び第14号様式の作成方法

技術資料等作成要領による。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県条例第10号）第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

14 低入札調査基準価格未滿の金額で契約を締結した場合の取扱い

低入札調査基準価格未滿の金額で契約を締結した場合は、次のとおりとする。

(1) 上記13(2)にかかわらず、契約保証金は契約金額の10分の3に相当する金額とする。

(2) 上記5(10)により本工事に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の人数を2名とする。

また、経常共同企業体の場合は、各構成員から2名配置することとする。

(3) 建設工事請負基準約款第35条第1項又はダム等建設工事請負約款第36条第1項に定める前払金の割合は請負金額（当該年度支払額）の10分の2以内とする。

(4) 本工事の工事成績評定点が60点未滿の場合、新潟県が実施する入札に3か月間参加できない。また、経常共同企業体の場合は、企業体及び企業体を構成する各構成員は新潟県が実施する入札に3か月間参加できない。

15 その他

(1) 設計図書の配布

【地域貢献担い手確保型、農業土木工事】

ア 期 間 令和8年6月11日（木）から令和8年7月13日（月）まで

イ 方 法 入札情報サービスにて配布する。（ただし、入札情報サービス運用時間外を除く。）

(2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

ア 質問

設計図書その他入札に関する質問がある場合は、質問事項を記載した書面を、次の受付場所に電子メールにより提出すること。メールの件名は「【入札質問】蓮瀉地区 配水槽工第1次工事」とし、提出後、問合せ先まで電話で到達確認を行うこと。

(ア) 受付期間 下記の日時とする。（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）

・総合評価に関する質問

令和8年6月11日（木）から令和8年6月17日（水）までの各日の午前9時から午後5時まで

・設計図書その他入札に関する質問

令和8年6月11日（木）から令和8年7月6日（月）までの各日の午前9時から午後5時まで

(イ) 受付場所

新潟県新発田地域振興局農村整備部庶務課

電子メール ngt111350st@pref.niigata.lg.jp

イ 回答

入札情報サービスにて、下記の日時まで回答及び公開する。

・総合評価に関する質問の回答

令和8年6月19日（金）午後5時まで

・設計図書その他入札に関する質問の回答

令和8年7月8日（水）午後5時まで

(3) 参加資格確認申請書等の取扱い

ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 問合せ先

新潟県新発田地域振興局農村整備部庶務課

電話番号 0254-22-5105（直通）

メールアドレス ngt111350st@pref.niigata.lg.jp

(5) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他関係法令の定めるところによる。

別表 評価項目（地域貢献担い手確保型） 農業土木工事事用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【企業の技術力】				
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象） ※発注工種（業種）の工事成績を評価の対象とする	新潟県発注工事における過去5年間の工事成績※評定点の平均点	82点以上	1.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 1.00
		72点以上 82点未満 評点=1.00×(平均点-72)÷10	1.00 ～ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	新潟県発注工事における過去3か月の工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00
		65点未満	-1.00	
【地域貢献度・精進度】				
災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度（当年度含む）の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無 （地域内における、国・公団・新潟県・市町村・公益企業のもの） ※農業土木工事においては、土地改良区含む ※付表A参照	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	／ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	
農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度（当年度含む）の活動実績 ※付表B参照	・地域（範囲）内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00	／ 2.00
		その他の地域（県内）における活動実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	
実働拠点	地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無	管内等に過去3年間継続した主たる営業所あり	2.00	／ 2.00
		管内等に過去10年間継続した従たる営業所あり	1.50	
		管内等に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	
		県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり	0.50	
		上記以外	0.00	
地域調達	全ての下請負※における地域企業活用の有無 ※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする	【地域内調達】 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・設定する工種の下請負※が地域内企業、かつその他の工種の下請負※は県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負※がない場合 【設定工種：全ての工種】	1.00	／ 1.00
		【県内調達】 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・全ての下請負※が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負※がない場合	0.50	
		上記以外	0.00	

別表 評価項目（地域貢献担い手確保型） 農業土木工事事用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
【担い手育成・確保】				
若手技術者の配置	若手技術者の配置の有無 主任(監理)技術者に40歳未満の者を配置	40歳未満の者の配置あり	1.00	／ 1.00
		上記以外	0.00	
WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進	WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり	1.00	／ 1.00
		いずれか1つの認定等あり	0.50	
		上記以外	0.00	
ICT活用工事の取組	受注者希望型での発注をする場合におけるICT活用工事の取組申請の有無	「ICT活用施工」を実施する	0.50	／ 0.50
		「ICT建機による施工」又は「簡易型ICT活用工事」を実施する	0.25	
		実施しない	0.00	
ICT活用工事の実績 ※農業土木工事の実績を評価の対象とする	新潟県発注の農業土木工事でのICT活用工事の実績の有無	過去3か年度に完了したICT活用工事の実績あり(新潟県発注工事)	0.50	／ 0.50
		実績なし	0.00	
加算点				／10.00

※ 各評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方については、別紙を参照のこと。

<付表>

農業土木工事

A 災害時における活動実績等

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「災害時における活動実績等」の活動実績とは、設定する地域(範囲)内で技術資料等の提出期限までに完了した以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 緊急性を要し、指示書等で対応した
 - ①農地・農業用施設を対象とした活動
 - ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - ・災害応急ポンプの貸出し等
 - ・災害時の点検、パトロール等
 - ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事
 - ②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業
- 2) 「災害時における活動実績等」の防災協定とは、設定する地域(範囲)内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。(1社が単独で締結している防災協定を含む。)
- なお、新潟県と締結している防災協定は、県内すべての地域で有効とする。

B 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理活動実績

農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績	過去3ヶ年度の農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績の有無 (県、市町村、土地改良区、保全活動組織、農家組合等が実施する活動に対する企業としての参加又は協力)	・地域(範囲)内における活動実績あり ・協定に基づいた通年の活動実績あり	2.00
		その他の地域(県内)における活動実績あり	1.00
		実績なし	0.00

(※農地・農業用施設に係る区域又は施設が対象であり、河川又は道路のみの場合は対象としない。)

1. 評価項目及び評価基準の補足及び注意事項

- 1) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。
(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)
- 農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの
 - ・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの
 - ・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等
 - ・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等
 - 農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの
 - ・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの。
 - 中山間地域直接支払制度の集落協定への参加
- 2) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。
(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
- 単価契約等による日常的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等
 - 指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動
 - ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等
 - ・パイプライン等の通水試験等

※「単価契約等による日常的な維持管理活動」とは、取水期間や耕作期間などの一定期間において、維持管理(修繕)契約(単価契約等)を締結し、一定期間を通じた維持管理(修繕)体制が確保され、農業用施設や管理道路のパトロール、除草、浚渫や農業用施設の点検が実施されたと認められるものが評価の対象で、除草、修繕等そのものを目的に発注された除草、浚渫、修繕(補修)委託や工事業務等は評価の対象としない。

※「指示書等による緊急的維持管理活動」とは、当該農業(農林)振興(農村整備、農林水産振興)部、市町村、土地改良区等の指示により緊急的(又は単発的)に対応した当該土地改良施設の維持修繕活動を指しており、指示書又は指示書に基づく契約書が存在するものを評価し、指示書又は指示書に基づく契約書の残存しないものや指示していない自主的な活動は評価対象としない。

(別紙)評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

【技術資料提出期限】

令和8年6月22日(月)

評価項目	評価期間	評価対象の期間(年月日)	備考(評価期間の考え方の詳細)
工事成績の平均点(企業)	5 か年	令和3年5月1日(土) ～ 令和8年4月30日(木)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去5か年
工事成績の最低点(企業)	3 か月	令和8年2月1日(日) ～ 令和8年4月30日(木)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去3か月
災害時における活動実績等 維持管理実績	3 か年度	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年6月22日(月)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度及び今年度の4月1日から技術資料等提出期限までに完了した実績
実働拠点(過去3年間継続)	3 年間	令和5年6月23日(金) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去3年間継続
実働拠点(過去10年間継続)	10 年間	平成28年6月23日(木) ～ 継続	技術資料等の提出期限から過去10年間継続
実働拠点(過去5か年度の実績)	5 か年	令和3年4月1日(木) ～ 令和8年3月31日(火)	(過去10年間継続した従たる営業所であって、管内等の地域における実績により主たる営業所と同等に取り扱う条件の期間) 技術資料等の提出期限の前年度から過去5か年度
担い手育成・確保(若手,WLB)	—	令和8年6月22日(月)	技術資料等の提出期限日において、40歳未満のもの、対象制度の認定等
ICT活用工事の実績(過去3か年度)	3 か年	令和5年4月1日(土) ～ 令和8年3月31日(火)	技術資料等の提出期限の前年度から過去3か年度に完了した実績
低入札の減点	1 か年	令和7年5月1日(木) ～ 令和8年4月30日(木)	技術資料等の提出期限から1か月遡った日の前月から過去1か年

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。(PDF等へ変換しないこと。)
なお、本要領中の各評価の対象とする具体的な期間については、総合評価落札方式説明書入札公告の別表(別紙)を参照すること。

1 第1号様式「企業の技術力・地域性申請資料」

(1) 災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までの新発田地域(新発田農村整備部管内)のものとする。(1社が単独で締結しているものを含む)(過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う)

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

○緊急性を要し指示書等で対応した

①農地・農業用施設を対象とした活動

- ・災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
- ・災害応急ポンプの貸し出し等
- ・災害時の点検、パトロール等
- ・農地・農業用施設の小規模災害復旧等(非国庫補助)において緊急的に指示書で実施した工事

②家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写しを提出すること。

(2) 農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動又は維持管理活動実績

1) 期間は過去3ヶ年度及び当年度の技術資料等の提出期限日までのものとする。(過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う)

「地域(範囲)内における活動実績あり」は、新発田地域(新発田農村整備部管内)における活動実績、「その他の地域(県内)における活動実績」は、県内全域における活動実績とする。

共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

2) 「農地・農業用施設等の保全活動実績」、「耕作放棄防止活動実績」とは、以下のものをいう。

(ただし、社員が個人の資格で参加した活動は含まない。)

○農地・農業用施設等の保全活動、耕作放棄防止活動に機材等を提供したもの

- ・江ざらい・道普請におけるダンプトラック・バックホウの貸出し等

○農地・農業用施設等の保全活動に技術的支援を行ったもの

- ・共同作業として行う道・水路の舗装における丁張出し等
- ・グラウンドカバープランツの植栽方法の指導等

○農地・農業用施設等の保全活動に企業支援を行ったもの

- ・企業の地域貢献、企業力向上、人材育成などを目的として参加した棚田みらい応援団や棚田サポーター活動等として参加した企業。農業分野へ企業として参入し保全活動しているもの

○中山間地域直接支払制度の集落協定への参加

3) 「農地・農業用施設の維持管理実績」とは以下のものをいう。

(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)

○単価契約等による日常的な維持管理活動

- ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)、除草等

○指示書等による緊急的又は単発的な維持管理活動

- ・用排水路・用排水機場等の修繕(補修)等
- ・パイプライン等の通水試験等

※入札後に落札候補者は、証明する資料(組織代表の証明書又はその他証明資料(開催通知、参加者一覧表及び写真等))、協定書、契約書、指示書等の写しを提出すること。

(3) 実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和8・9年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、代表構成員の営業所を評価の対象とする。

管内等は新発田地域(新発田農村整備部管内)とし、隣接の地域は村上地域(村上農林振興部管内)、新潟地域(新潟農林振興部管内)とする。

【地域貢献担い手確保型、農業土木工事に用】

過去 10 年間継続した営業活動のある従たる営業所（本店以外の営業所）であって、管内等の地域における過去 5 ヶ年度の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所（本店）と同等に取り扱うものとする。

管内等の地域における対象項目の実績年度数の合計 / (対象項目数 × 5 ヶ年度) ≥ 75%

対象項目：「災害時における活動実績」、「防災協定」、「農地・農業用施設等の保全・耕作放棄防止活動実績又は維持管理実績」。なお、実績は技術資料等の提出期限の前年度末日までに完了したものとする。

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

(4) 地域調達

本工事における建設工事の請負契約 500 万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。（入札参加企業（元請企業）が地域内企業（又は県内企業）で下請け企業のない場合も含む）

地域内企業とは、新発田地域（新発田農村整備部管内）に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

a 地域内企業設定工種：全ての工種

(5) 若手技術者の配置

主任（監理）技術者に若手技術者（技術資料等の提出期限日時時点で 40 歳未満）を配置する場合に加点する。共同企業体にあつては、出資比率が 30%以上のいずれかの構成員の配置予定主任（監理）技術者を対象とする。

入札後に落札候補者は、実際に配置する主任（監理）技術者の年齢を証明する資料の写しを提出すること。

(6) WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進

WLB企業認定等の有無を評価する。対象制度は以下の 5 つの制度とし、いずれか 1 つ以上の認定等があれば加点する。入札後に落札候補者は、認定等を証明する資料の写しを提出すること。

①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業、②にいがた健康経営推進企業、③えるぼし認定、④くるみん認定、⑤ユースエール認定

(7) ICT活用工事の実績

新潟県発注の農業土木工事における過去 3 ヶ年度に完了した ICT活用工事の実績を評価対象とする。（過去の共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上の場合のものに限り当該企業の実績として取り扱う）

なお、ICT活用工事の実績についての資料提出は原則不要であるが、必要に応じ提出を求める場合がある。共同企業体にあつては、その共同企業体又は出資比率が 30%以上の構成員のいずれかの実績を対象とする。

(8) 工事成績（企業の技術力）※提出を求めない

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去 5 ヶ年の発注工種（業種）の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去 3 ヶ月の発注工種（業種）の工事成績評定点の最低点による評価も行う。

共同企業体の工事成績評定については、全構成員の工事成績評定点の平均点・最低点により評価を行う。

2 第 14 号様式「ICT活用工事の取組申請書」

ICT活用工事（受注者希望型）であるため、ICT活用工事の取組を評価する。入札参加者は以下のいずれかを記載し、申請すること。（第 14 号様式のリストから選択すること。）

<申請する取組内容>

「ICT活用施工を実施します」

「ICT建機による施工を実施します」

「簡易型 ICT活用工事を実施します」

「実施しません」